

五島市工事費内訳書取扱要領

(目的)

第1 この要領は、「建設業法」(昭和24年法律第100号)第20条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、五島市が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の入札について、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 五島市が発注する建設工事のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付する工事(以下「対象工事」という。)を対象とする。

(提出時期)

第3 工事費内訳書は、対象工事の1回目の入札時に提出を求めるものとする。

(内容及び様式)

第4 工事費内訳書の内容及び様式は次のとおりとする。

- (1) 対象工事の縦覧設計書において、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額(建築工事、建築設備工事及び建築物の解体工事(以下「営繕工事」という。))にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したものを)を記載すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意とする。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事名及び工事場所を記載すること。
- (3) 工事費内訳書の合計金額は入札金額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目(スクラップ控除等を除く)及び1式表示(縦覧設計書中の数量総括表(数量書)で1式表示となっているものを除く。)を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認める。

(入札の無効)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号)第79条第2号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書が未提出の場合
- (2) 対象工事の工事費内訳書であるか特定できない場合
- (3) 第4項第1号の記載すべき項目を満たしていない場合
- (4) 第4項第2号の記載すべき事項に誤りがある場合。ただし、軽微な誤記の場合は、「五島市入札書等の審査基準」(平成27年3月25日26五財第1791号)の取扱いに準じて無効としないことができる。
- (5) 工事内訳書の合計金額が入札金額と一致しない場合
- (6) 値引き又はマイナス計上の項目(スクラップ控除等を除く)の記載がある場合
- (7) その他工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

(審査等)

第6 工事費内訳書の審査等は次のとおりとする。

- (1) 審査は、落札候補者決定後、落札者決定までに実施する。
- (2) 審査の結果、落札候補者の入札が無効となった場合は、該当者に対して、「工事費内訳書の不備による入札無効通知書」(別記様式第1号)により、その旨を通知するものとする。
- (3) 審査は、入札担当課の係長以上と係員の2名以上で実施することとし、必要に応じて、監督職員に審査を依頼するものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費は、必要に応じて公正取引委員会に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、五島市情報公開条例(平成16年五島市条例第16号)第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

(保管期間)

第8 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間とし、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事に適用する。(平成28年3月28日27五財第2048号)
- 2 五島市工事費内訳書取扱試行要領(平成27年3月25日26五財第1792号)は廃止する。

別記様式第1号

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

契約担任者 印

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定（総合評価落札方式の場合は、落札候補者の決定）を保留していますが、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることを認めましたので通知します。

記

1. 入札公告日 平成 年 月 日
(入札執行通知日)
2. 工事番号 第 号
工事名
3. 工事場所 五島市
4. 入札執行の日時 平成 年 月 日 時 分
5. 工事内訳書の
不備の内容